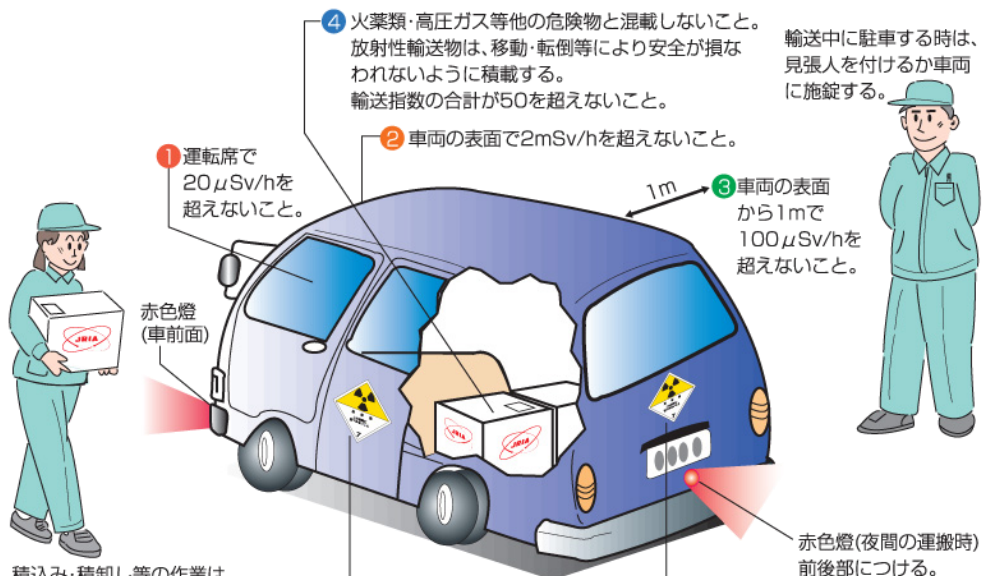


輸送物運搬車両

アイソトープを運搬する車両についても、下記のように法令で定められている。



積み込み・積卸し等の作業は、関係者以外の一般の人々が近づかないところで行う。

(規則の詳細については、「放射性同位元素等車両運搬規則」などの関係規則をご参照下さい)

①	運転席	20 μ Sv/hを超えない
②	車両表面	2mSv/hを超えない
③	車両表面から1mの所	100 μ Sv/hを超えない
④	輸送物	輸送指数の合計が50を超えない
⑤	車両標識	車両の両側面及び後面に付ける(L型輸送物のみの場合は不要)

車両標識

車両には次の標識を付ける事が義務づけられている。



車両標識

- 運搬車両に表示する (左右、後部3箇所)

5

(出典: 日本アイソトープ協会公開資料)